

令和 5 年 12 月湖西市議会定例会

議 案 書



# 議案一覧表

(令和5年12月 湖西市議会定例会)

| 議案番号      | 件名   |
|-----------|--|
| 議案第 93 号  | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて                 |
| 議案第 94 号  | 令和5年度湖西市一般会計補正予算（第8号）                        |
| 議案第 95 号  | 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について               |
| 議案第 96 号  | 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 97 号  | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について     |
| 議案第 98 号  | 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 議案第 99 号  | 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について        |
| 議案第 100 号 | 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 101 号 | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について                |
| 議案第 102 号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について                 |
| 議案第 103 号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について         |
| 議案第 104 号 | 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について                |

| 議案番号      | 件名                                 |
|-----------|------------------------------------|
| 議案第 105 号 | 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について        |
| 議案第 106 号 | 湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 107 号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について               |
| 議案第 108 号 | 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算 (第 9 号)         |
| 議案第 109 号 | 令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議案第 110 号 | 令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)   |
| 議案第 111 号 | 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)    |
| 議案第 112 号 | 令和 5 年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 2 号)       |
| 議案第 113 号 | 令和 5 年度湖西市病院事業会計補正予算 (第 1 号)       |
| 議案第 114 号 | 湖西市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について       |

日程第 1

会議録署名議員の指名

7 番          滝 本 幸 夫

8 番          三 上    元

令和 5 年 11 月 29 日

湖西市議会議長 馬 場    衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 15 日間とする。

令和 5 年 11 月 29 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 93 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 徳増 真宏

議案第 94 号

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

| 事 項          | 変更前   |         | 変更後   |         |
|--------------|-------|---------|-------|---------|
|              | 期 間   | 限 度 額   | 期 間   | 限 度 額   |
| 新居地域センター改修事業 | 令和6年度 | 211,960 | 令和6年度 | 263,960 |

## 議案第 95 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を削り、第 4 条の 4 を第 4 条の 3 とする。

第 11 条第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 20 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号

中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

| 職員の区分             | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      |
|-------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                   |      | 給料月額    |
| 定年前任用短時間勤務職員以外の職員 | 1    | 162,100 | 208,000 | 240,900 | 271,600 | 295,400 | 323,100 | 365,500 | 410,300 |
|                   | 2    | 163,200 | 209,700 | 242,400 | 273,200 | 297,500 | 325,300 | 368,100 | 412,700 |
|                   | 3    | 164,400 | 211,400 | 243,800 | 274,700 | 299,500 | 327,500 | 370,500 | 415,200 |
|                   | 4    | 165,500 | 212,900 | 245,200 | 276,300 | 301,400 | 329,500 | 372,900 | 417,600 |
|                   | 5    | 166,600 | 214,400 | 246,400 | 277,800 | 303,200 | 331,500 | 374,800 | 419,500 |
|                   | 6    | 167,700 | 216,200 | 248,000 | 279,500 | 305,000 | 333,500 | 377,300 | 421,600 |
|                   | 7    | 168,800 | 217,900 | 249,500 | 281,300 | 306,600 | 335,400 | 379,600 | 423,700 |
|                   | 8    | 169,900 | 219,600 | 250,900 | 283,100 | 308,200 | 337,300 | 382,100 | 425,900 |
|                   | 9    | 170,900 | 221,100 | 252,000 | 284,800 | 309,800 | 339,200 | 384,500 | 427,800 |
|                   | 10   | 172,300 | 222,600 | 253,400 | 286,700 | 312,000 | 341,200 | 387,100 | 429,900 |
|                   | 11   | 173,600 | 224,100 | 254,900 | 288,500 | 314,200 | 343,200 | 389,700 | 432,000 |
|                   | 12   | 174,900 | 225,600 | 256,200 | 290,300 | 316,200 | 345,200 | 392,300 | 433,900 |
|                   | 13   | 176,100 | 226,800 | 257,500 | 292,100 | 318,200 | 347,000 | 394,600 | 435,600 |
|                   | 14   | 177,600 | 228,200 | 258,700 | 293,700 | 320,200 | 349,000 | 396,900 | 437,400 |
|                   | 15   | 179,100 | 229,600 | 259,900 | 295,100 | 322,100 | 350,900 | 399,100 | 439,300 |
|                   | 16   | 180,700 | 231,000 | 261,100 | 296,500 | 324,000 | 352,800 | 401,400 | 441,200 |
|                   | 17   | 181,800 | 232,400 | 262,300 | 298,000 | 325,900 | 354,500 | 403,200 | 443,000 |
|                   | 18   | 183,200 | 234,000 | 263,600 | 300,000 | 327,900 | 356,500 | 405,100 | 444,800 |
|                   | 19   | 184,600 | 235,500 | 264,900 | 302,000 | 329,800 | 358,300 | 407,000 | 446,600 |
|                   | 20   | 186,000 | 236,900 | 266,200 | 303,800 | 331,700 | 360,200 | 408,800 | 448,300 |
|                   | 21   | 187,300 | 238,100 | 267,600 | 305,500 | 333,400 | 362,100 | 410,600 | 450,100 |
|                   | 22   | 189,600 | 239,700 | 269,100 | 307,400 | 335,400 | 364,000 | 412,400 | 451,600 |
|                   | 23   | 191,800 | 241,200 | 270,700 | 309,300 | 337,400 | 365,900 | 414,200 | 453,000 |
|                   | 24   | 194,000 | 242,600 | 272,200 | 311,100 | 339,300 | 367,800 | 416,000 | 454,500 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 25 | 196,200 | 243,600 | 273,800 | 312,800 | 340,700 | 369,700 | 417,600 | 455,900 |
| 26 | 197,900 | 245,100 | 275,500 | 314,800 | 342,600 | 371,600 | 419,100 | 457,200 |
| 27 | 199,400 | 246,400 | 277,100 | 316,800 | 344,500 | 373,500 | 420,600 | 458,500 |
| 28 | 200,900 | 247,600 | 278,700 | 318,700 | 346,400 | 375,400 | 422,100 | 459,700 |
| 29 | 202,400 | 248,700 | 280,300 | 320,400 | 348,000 | 376,900 | 423,600 | 460,700 |
| 30 | 203,800 | 249,700 | 281,800 | 322,400 | 349,900 | 378,700 | 424,900 | 461,400 |
| 31 | 205,200 | 250,600 | 283,300 | 324,400 | 351,700 | 380,500 | 426,200 | 462,200 |
| 32 | 206,600 | 251,500 | 284,800 | 326,400 | 353,500 | 382,100 | 427,400 | 462,900 |
| 33 | 208,000 | 252,400 | 285,900 | 327,600 | 355,300 | 383,800 | 428,600 | 463,600 |
| 34 | 209,300 | 253,300 | 287,500 | 329,600 | 357,100 | 385,200 | 429,900 | 464,400 |
| 35 | 210,600 | 254,100 | 289,000 | 331,500 | 358,800 | 386,600 | 431,200 | 465,100 |
| 36 | 211,900 | 254,900 | 290,500 | 333,500 | 360,500 | 388,000 | 432,400 | 465,700 |
| 37 | 213,200 | 255,600 | 291,900 | 335,400 | 361,900 | 389,400 | 433,600 | 466,200 |
| 38 | 214,400 | 256,700 | 293,500 | 337,300 | 363,200 | 390,600 | 434,400 | 466,800 |
| 39 | 215,600 | 257,900 | 295,100 | 339,200 | 364,500 | 391,800 | 435,200 | 467,400 |
| 40 | 216,700 | 259,000 | 296,700 | 341,100 | 365,900 | 392,800 | 436,000 | 468,000 |
| 41 | 217,800 | 260,200 | 298,200 | 342,900 | 367,000 | 393,900 | 436,600 | 468,500 |
| 42 | 218,900 | 261,400 | 299,800 | 344,800 | 367,900 | 395,100 | 437,300 | 469,000 |
| 43 | 219,900 | 262,500 | 301,300 | 346,600 | 368,900 | 396,200 | 438,000 | 469,400 |
| 44 | 220,900 | 263,600 | 302,800 | 348,400 | 370,000 | 397,300 | 438,700 | 469,700 |
| 45 | 221,800 | 264,700 | 304,400 | 349,900 | 370,800 | 398,000 | 439,500 | 470,000 |
| 46 | 222,700 | 265,800 | 306,000 | 351,300 | 371,700 | 398,700 | 440,300 |         |
| 47 | 223,600 | 266,900 | 307,600 | 352,700 | 372,600 | 399,400 | 440,700 |         |
| 48 | 224,500 | 267,900 | 309,100 | 354,200 | 373,400 | 400,100 | 441,400 |         |
| 49 | 225,400 | 268,900 | 310,000 | 355,700 | 374,200 | 400,700 | 441,900 |         |
| 50 | 226,300 | 269,900 | 311,500 | 356,500 | 375,000 | 401,300 | 442,300 |         |
| 51 | 227,200 | 270,900 | 313,000 | 357,500 | 375,800 | 401,800 | 442,700 |         |
| 52 | 228,100 | 271,800 | 314,600 | 358,500 | 376,500 | 402,200 | 443,100 |         |
| 53 | 228,900 | 272,700 | 316,200 | 359,400 | 377,200 | 402,600 | 443,500 |         |
| 54 | 229,800 | 273,600 | 317,800 | 360,500 | 377,900 | 402,900 | 443,900 |         |
| 55 | 230,700 | 274,500 | 319,300 | 361,400 | 378,600 | 403,200 | 444,300 |         |
| 56 | 231,500 | 275,400 | 320,800 | 362,400 | 379,300 | 403,500 | 444,600 |         |
| 57 | 231,800 | 276,300 | 322,200 | 363,300 | 379,800 | 403,800 | 444,900 |         |
| 58 | 232,600 | 277,200 | 323,400 | 364,000 | 380,400 | 404,100 | 445,300 |         |

|    |         |         |         |         |         |         |         |  |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 59 | 233,300 | 278,100 | 324,500 | 364,700 | 381,000 | 404,400 | 445,600 |  |
| 60 | 233,900 | 279,000 | 325,600 | 365,300 | 381,700 | 404,700 | 445,900 |  |
| 61 | 234,500 | 280,000 | 326,300 | 365,700 | 382,100 | 405,000 | 446,200 |  |
| 62 | 235,200 | 281,000 | 327,200 | 366,300 | 382,800 | 405,300 | 446,600 |  |
| 63 | 235,800 | 281,900 | 328,000 | 367,000 | 383,400 | 405,600 | 446,900 |  |
| 64 | 236,300 | 282,800 | 328,800 | 367,700 | 384,000 | 405,900 | 447,200 |  |
| 65 | 236,800 | 283,300 | 329,600 | 368,000 | 384,400 | 406,200 | 447,500 |  |
| 66 | 237,300 | 284,000 | 330,000 | 368,700 | 385,000 | 406,500 | 447,900 |  |
| 67 | 237,800 | 284,700 | 330,600 | 369,400 | 385,600 | 406,800 | 448,200 |  |
| 68 | 238,400 | 285,600 | 331,300 | 370,000 | 386,200 | 407,100 | 448,500 |  |
| 69 | 238,900 | 286,600 | 332,100 | 370,300 | 386,600 | 407,300 | 448,800 |  |
| 70 | 239,400 | 287,400 | 332,800 | 370,900 | 387,100 | 407,600 | 449,200 |  |
| 71 | 239,900 | 288,200 | 333,500 | 371,600 | 387,600 | 407,900 | 449,500 |  |
| 72 | 240,400 | 289,000 | 334,100 | 372,200 | 388,200 | 408,100 | 449,800 |  |
| 73 | 240,900 | 289,700 | 334,600 | 372,500 | 388,500 | 408,300 | 450,100 |  |
| 74 | 241,400 | 290,200 | 335,200 | 373,100 | 388,900 | 408,600 | 450,500 |  |
| 75 | 241,800 | 290,600 | 335,700 | 373,800 | 389,300 | 408,900 | 450,800 |  |
| 76 | 242,300 | 291,000 | 336,300 | 374,400 | 389,700 | 409,100 | 451,100 |  |
| 77 | 242,800 | 291,200 | 336,600 | 374,800 | 390,000 | 409,300 | 451,400 |  |
| 78 | 243,300 | 291,500 | 337,100 | 375,300 | 390,300 | 409,600 | 451,800 |  |
| 79 | 243,800 | 291,700 | 337,500 | 375,900 | 390,600 | 409,900 | 452,100 |  |
| 80 | 244,300 | 292,000 | 337,900 | 376,400 | 390,800 | 410,100 | 452,400 |  |
| 81 | 244,700 | 292,200 | 338,300 | 376,900 | 391,000 | 410,300 | 452,700 |  |
| 82 | 245,200 | 292,400 | 338,800 | 377,500 | 391,300 | 410,600 |         |  |
| 83 | 245,600 | 292,700 | 339,300 | 378,000 | 391,600 | 410,900 |         |  |
| 84 | 246,000 | 292,900 | 339,800 | 378,300 | 391,800 | 411,100 |         |  |
| 85 | 246,400 | 293,200 | 340,100 | 378,700 | 392,000 | 411,300 |         |  |
| 86 | 246,800 | 293,500 | 340,500 | 379,200 | 392,300 |         |         |  |
| 87 | 247,200 | 293,800 | 341,000 | 379,600 | 392,600 |         |         |  |
| 88 | 247,600 | 294,100 | 341,400 | 380,000 | 392,800 |         |         |  |
| 89 | 248,000 | 294,400 | 341,700 | 380,400 | 393,000 |         |         |  |
| 90 | 248,500 | 294,800 | 342,100 | 380,900 | 393,300 |         |         |  |
| 91 | 248,800 | 295,100 | 342,600 | 381,300 | 393,600 |         |         |  |
| 92 | 249,100 | 295,500 | 343,000 | 381,700 | 393,800 |         |         |  |

|     |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 93  | 249,400 | 295,700 | 343,200 | 382,000 | 394,000 |         |         |         |
| 94  |         | 295,900 | 343,600 | 382,500 | 394,300 |         |         |         |
| 95  |         | 296,200 | 344,100 | 382,900 | 394,600 |         |         |         |
| 96  |         | 296,600 | 344,500 | 383,300 | 394,800 |         |         |         |
| 97  |         | 296,800 | 344,700 | 383,600 | 395,000 |         |         |         |
| 98  |         | 297,100 | 345,100 | 384,100 | 395,300 |         |         |         |
| 99  |         | 297,500 | 345,500 | 384,500 | 395,600 |         |         |         |
| 100 |         | 297,900 | 345,800 | 384,900 | 395,800 |         |         |         |
| 101 |         | 298,100 | 346,100 | 385,200 | 396,000 |         |         |         |
| 102 |         | 298,400 | 346,500 | 385,700 | 396,300 |         |         |         |
| 103 |         | 298,800 | 346,900 | 386,100 | 396,600 |         |         |         |
| 104 |         | 299,100 | 347,300 | 386,500 | 396,800 |         |         |         |
| 105 |         | 299,300 | 347,800 | 386,800 | 397,000 |         |         |         |
| 106 |         | 299,600 | 348,200 | 387,300 | 397,300 |         |         |         |
| 107 |         | 300,000 | 348,600 | 387,700 | 397,600 |         |         |         |
| 108 |         | 300,300 | 349,000 | 388,100 | 397,800 |         |         |         |
| 109 |         | 300,500 | 349,500 | 388,400 | 398,000 |         |         |         |
| 110 |         | 300,900 | 349,900 | 388,900 |         |         |         |         |
| 111 |         | 301,300 | 350,200 | 389,300 |         |         |         |         |
| 112 |         | 301,600 | 350,500 | 389,700 |         |         |         |         |
| 113 |         | 301,800 | 351,000 | 390,000 |         |         |         |         |
| 114 |         | 302,000 |         |         |         |         |         |         |
| 115 |         | 302,300 |         |         |         |         |         |         |
| 116 |         | 302,700 |         |         |         |         |         |         |
| 117 |         | 302,900 |         |         |         |         |         |         |
| 118 |         | 303,100 |         |         |         |         |         |         |
| 119 |         | 303,400 |         |         |         |         |         |         |
| 120 |         | 303,700 |         |         |         |         |         |         |
| 121 |         | 304,100 |         |         |         |         |         |         |
| 122 |         | 304,300 |         |         |         |         |         |         |
| 123 |         | 304,600 |         |         |         |         |         |         |
| 124 |         | 304,900 |         |         |         |         |         |         |
| 125 |         | 305,200 |         |         |         |         |         |         |
| 定 年 | 188,700 | 216,200 | 256,200 | 275,600 | 290,700 | 316,200 | 358,000 | 391,200 |

|                            |                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 前<br>任<br>短<br>間<br>務<br>員 | 再<br>用<br>時<br>勤<br>職 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 96 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表を次のように改める。

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
| 1  | 380,000 |
| 2  | 427,000 |
| 3  | 477,000 |
| 4  | 539,000 |
| 5  | 615,000 |
| 6  | 718,000 |
| 7  | 839,000 |

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 97 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 220」を「100 分の 230」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 230」を「100 分の 225」に改める。

附 則

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 98 号

# 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

# 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

## 附 則

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 99 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 100 号

### 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 個人番号利用事務 法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条の見出し中「利用に係る事務」を「利用範囲」に改め、同条第 1 項中「掲

げる執行機関」を「掲げる機関」に改め、「次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して」を削り、「その他の執行機関」を「又は教育委員会」に改め、「第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用して」を削り、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「執行機関」を「機関」に改め、同条第3項中「その他の執行機関」を「又は教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

別表第1の5の項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

別表第2の3の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報」に、同表の11の項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 101 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例  
制定について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(湖西市税条例の一部改正)

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

(湖西市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

(湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 湖西市後期高齢者医療に関する条例（平成20年湖西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度分までの歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

## 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

## 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産

前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 103 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 4 年湖西市条例第 37 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 4 年湖西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項第 2 号中「令和 6 年 4 月 1 日」を「令和 8 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 104 号

### 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市新居地域センター条例（平成 22 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例

湖西市新居地域センター条例（平成 22 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

地域センター基本使用料

| 区 分 |       | 定員    | 午前 9 時から<br>正午まで | 午後 1 時から<br>午後 5 時まで | 午後 6 時から<br>午後 9 時 30 分<br>まで |
|-----|-------|-------|------------------|----------------------|-------------------------------|
| 1 階 | 和室    | 25 人  | 1,700 円          | 2,200 円              | 1,900 円                       |
| 2 階 | 南小会議室 | 15 人  | 1,300 円          | 1,700 円              | 1,500 円                       |
|     | 南中会議室 | 39 人  | 2,500 円          | 3,300 円              | 2,900 円                       |
|     | 大会議室  | 70 人  | 4,700 円          | 6,300 円              | 5,500 円                       |
|     | 視聴覚室  | 120 人 | 5,500 円          | 7,400 円              | 6,400 円                       |

|    |             |      |         |         |         |
|----|-------------|------|---------|---------|---------|
|    | 和室          | 12人  | 800円    | 1,100円  | 900円    |
|    | 北小会議室       | 18人  | 800円    | 1,100円  | 900円    |
|    | 北中会議室       | 30人  | 2,500円  | 3,300円  | 2,900円  |
|    | 談話室         | 16人  | 2,100円  | 2,800円  | 2,500円  |
| 3階 | 相談室         | 4人   | 600円    | 800円    | 700円    |
|    | ホール         | 500人 | 11,100円 | 14,800円 | 13,000円 |
|    | ホール（ステージのみ） |      | 2,700円  | 3,600円  | 3,200円  |
| 4階 | 東会議室        | 20人  | 1,300円  | 1,700円  | 1,500円  |
|    | 西会議室        | 12人  | 1,300円  | 1,700円  | 1,500円  |

#### 備考

- 1 入場料その他これに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料は、基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 2 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 特別な設備に要する費用は、使用者の負担とする。

別表第2備考2中「1円未満」を「100円未満」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市新居地域センター条例別表第1及び別表第2備考2の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る使用料及びその還付並びに負担額について適用し、第7条第1項の規定による使用料の納付、第8条第2号の規定による取消しの申出及び第8条の2の規定による負担額の納付並びにこれらに関し必要な行為は、令和6年1月1日から行うことができる。

## 議案第 105 号

### 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 25 年総務省告示第 405 号」を「令和 5 年総務省告示第 256 号」に改め、同条第 11 号中「以下」を「次号において」に、「ために取得した」を「ための」に、「）の初年からの 3 年間」を「。）のうち、新事業所での業務を開始する日までに工事の請負契約又は売買契約が完了したものの取得に要する費用」に改め、同条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号を第 14 号とする。

第 3 条第 1 項第 1 号中「10 年間」を「5 年間」に改め、「の 2 分の 1」を削り、「相当する額」の次に「（各年度 1 億円を上限とする。）」を加え、同項第 2 号中「又は増加面積」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

| 区分    | 設備投資額    | 奨励金の交付期間 |
|-------|----------|----------|
| 設置奨励金 | 100 億円未満 | 3 年間     |
|       | 100 億円以上 | 4 年間     |
|       | 300 億円未満 |          |
|       | 300 億円以上 | 5 年間     |

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第 5 条第 1 項の申請をする設置者に係る奨励金から適用し、同日前に改正前の湖西市企業立地促進条例第 5 条第 1 項の申請をした設置者に係る奨励金については、なお従前の例による。

## 議案第 106 号

### 湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例制定について

湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例

湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「62,100 人」を「57,800 人」に改め、同条第 4 項中「25,100 m<sup>3</sup>」を「22,700 立方メートル」に改める。

第 4 条中「あつては」を「あつては」に、「5,000m<sup>2</sup>」を「5,000 平方メートル」に改める。

第 7 条第 3 項中「できなかつた」を「できなかった」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 107 号

### 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日をもって静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

### 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「浜名湖競艇企業団」を「浜名湖ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 408,362 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,431,500 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款  | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----|---------|------------|---------|------------|
|    |         | 千円         | 千円      | 千円         |
| 15 | 国庫支出金   | 4,568,611  | 42,410  | 4,611,021  |
|    | 1 国庫負担金 | 2,320,265  | 28,821  | 2,349,086  |
|    | 2 国庫補助金 | 2,237,954  | 13,589  | 2,251,543  |
| 16 | 県支出金    | 1,693,844  | 22,170  | 1,716,014  |
|    | 1 県負担金  | 924,374    | 13,870  | 938,244    |
|    | 2 県補助金  | 646,962    | 8,300   | 655,262    |
| 18 | 寄附金     | 252,070    | 3,000   | 255,070    |
|    | 1 寄附金   | 252,070    | 3,000   | 255,070    |
| 19 | 繰入金     | 1,815,845  | 21,140  | 1,836,985  |
|    | 1 基金繰入金 | 1,749,125  | 21,140  | 1,770,265  |
| 20 | 繰越金     | 500,000    | 305,274 | 805,274    |
|    | 1 繰越金   | 500,000    | 305,274 | 805,274    |
| 21 | 諸収入     | 676,379    | 1,268   | 677,647    |
|    | 6 雑入    | 258,910    | 1,268   | 260,178    |
| 22 | 市債      | 2,839,200  | 13,100  | 2,852,300  |
|    | 1 市債    | 2,839,200  | 13,100  | 2,852,300  |
|    | 歳入合計    | 27,023,138 | 408,362 | 27,431,500 |

歳 出

| 款 | 項           | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---|-------------|-----------|---------|-----------|
|   |             | 千円        | 千円      | 千円        |
| 1 | 議会費         | 181,915   | 1,476   | 183,391   |
|   | 1 議会費       | 181,915   | 1,476   | 183,391   |
| 2 | 総務費         | 2,885,449 | 37,492  | 2,922,941 |
|   | 1 総務管理費     | 2,289,037 | 32,647  | 2,321,684 |
|   | 2 徴税費       | 354,146   | 2,619   | 356,765   |
|   | 3 戸籍住民基本台帳費 | 151,206   | 1,356   | 152,562   |
|   | 4 選挙費       | 54,813    | 632     | 55,445    |
|   | 5 統計調査費     | 12,886    | 90      | 12,976    |
|   | 6 監査委員費     | 23,361    | 148     | 23,509    |
| 3 | 民生費         | 7,227,862 | 115,120 | 7,342,982 |
|   | 1 社会福祉費     | 3,595,894 | 64,898  | 3,660,792 |
|   | 2 児童福祉費     | 3,155,178 | 48,222  | 3,203,400 |
|   | 3 生活保護費     | 468,464   | 2,000   | 470,464   |
| 4 | 衛生費         | 6,604,921 | 43,205  | 6,648,126 |
|   | 1 保健衛生費     | 1,342,736 | 41,510  | 1,384,246 |
|   | 2 清掃費       | 4,319,434 | 1,302   | 4,320,736 |
|   | 3 環境対策費     | 54,693    | 393     | 55,086    |
| 6 | 農林水産業費      | 229,475   | 29,499  | 258,974   |
|   | 1 農業費       | 209,336   | 17,499  | 226,835   |
|   | 2 林業費       | 18,545    | 12,000  | 30,545    |
| 7 | 商工費         | 1,364,494 | 11,855  | 1,376,349 |
|   | 1 商工費       | 1,364,494 | 11,855  | 1,376,349 |
| 8 | 土木費         | 2,566,174 | 57,953  | 2,624,127 |
|   | 1 土木管理費     | 189,613   | 2,158   | 191,771   |
|   | 2 道路橋梁費     | 913,704   | 7,554   | 921,258   |
|   | 3 河川費       | 40,985    | 46,000  | 86,985    |

| 款  | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----|---------|------------|---------|------------|
|    |         | 千円         | 千円      | 千円         |
|    | 4 都市計画費 | 1,241,211  | 1,640   | 1,242,851  |
|    | 5 住宅費   | 114,139    | 601     | 114,740    |
| 9  | 消防費     | 1,360,563  | 60,824  | 1,421,387  |
|    | 1 消防費   | 1,360,563  | 60,824  | 1,421,387  |
| 10 | 教育費     | 2,713,653  | 50,938  | 2,764,591  |
|    | 1 教育総務費 | 554,979    | 8,422   | 563,401    |
|    | 2 小学校費  | 257,299    | 17,996  | 275,295    |
|    | 3 中学校費  | 587,382    | 4,782   | 592,164    |
|    | 4 幼稚園費  | 650,894    | 12,845  | 663,739    |
|    | 6 社会教育費 | 319,154    | 6,457   | 325,611    |
|    | 7 保健体育費 | 343,945    | 436     | 344,381    |
|    | 歳 出 合 計 | 27,023,138 | 408,362 | 27,431,500 |

第2表 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位 千円)

| 事 項               | 期 間         | 限 度 額   |
|-------------------|-------------|---------|
| 人事・給与システム改修業務     | 令和5年度～令和6年度 | 3,108   |
| 文書管理・電子決裁システム導入業務 | 令和5年度～令和9年度 | 154,320 |
| 後期高齢者健診受診券等作成業務   | 令和5年度～令和6年度 | 733     |
| がん検診受診券等作成業務      | 令和5年度～令和6年度 | 2,726   |
| 風しんクーポン券等作成業務     | 令和5年度～令和6年度 | 352     |
| 健康福祉センター空調改修事業    | 令和5年度～令和6年度 | 180,000 |
| 旧新所幼稚園改修事業        | 令和5年度～令和6年度 | 120,000 |
| 水産施設整備事業          | 令和5年度～令和6年度 | 815     |
| 廃棄物収集運搬業務         | 令和5年度～令和6年度 | 2,781   |
| 大沢地区都市計画変更資料作成業務  | 令和5年度～令和6年度 | 25,000  |
| 旧鷺津保育園解体事業        | 令和5年度～令和6年度 | 3,949   |
| 小学校指導用教科書購入       | 令和5年度～令和6年度 | 21,680  |

(2) 変更

(単位 千円)

| 事 項                    | 変更前   |        | 変更後   |        |
|------------------------|-------|--------|-------|--------|
|                        | 期 間   | 限 度 額  | 期 間   | 限 度 額  |
| 鷺津跨線人道橋橋梁補修工事に伴うJR委託業務 | 令和6年度 | 68,000 | 令和6年度 | 90,000 |

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

| 起債の<br>目的    | 変更前   |           |   | 変更後    |           |   | 償還の<br>方法   |
|--------------|-------|-----------|---|--------|-----------|---|---|
|              | 限度額   | 起債の<br>方法 | 利率  | 限度額    | 起債の<br>方法 | 利率  |   |
| 土地改良<br>整備事業 | 9,000 | 証書<br>借入等 | 5.0%以<br>内(ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる政<br>府資金及<br>び地方公<br>共団体金<br>融機構資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては当該<br>見直し後<br>の利率) | 22,100 | 証書<br>借入等 | 5.0%以<br>内(ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる政<br>府資金及<br>び地方公<br>共団体金<br>融機構資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては当該<br>見直し後<br>の利率) | 借入先の<br>融資条件<br>による。<br>ただし、<br>市財政の<br>都合によ<br>り償還期<br>限を短縮<br>し、若し<br>くは繰上<br>償還又は<br>低利に借<br>り換える<br>ことができ<br>る。 |

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

| 款     | 項           | 事業名               | 金額      |
|-------|-------------|-------------------|---------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費     | マイナンバー法改正システム改修事業 | 8,030   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍法改正等システム改修事業    | 5,654   |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費     | 健康管理システム改修事業      | 330     |
|       |             | 新居斎場進入道路整備事業      | 151,000 |
|       | 2 清掃費       | 環境センターPFI 事業関連事業  | 83,093  |
| 8 土木費 | 3 河川費       | 河川整備事業            | 16,000  |

議案第 109 号

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正  
予算 (第 2 号)

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,190 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,535,258 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款 | 項        | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---|----------|-----------|-------|-----------|
|   |          | 千円        | 千円    | 千円        |
| 6 | 繰入金      | 414,048   | 3,190 | 417,238   |
|   | 1 他会計繰入金 | 315,048   | 3,190 | 318,238   |
|   | 歳入合計     | 5,532,068 | 3,190 | 5,535,258 |

歳 出

| 款 | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---|---------|-----------|-------|-----------|
|   |         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 1 | 総務費     | 23,164    | 3,190 | 26,354    |
|   | 1 総務管理費 | 15,233    | 3,190 | 18,423    |
|   | 歳出合計    | 5,532,068 | 3,190 | 5,535,258 |

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

| 事 項            | 期 間         | 限 度 額 |
|----------------|-------------|-------|
| 国民健康保険特定健康診査業務 | 令和5年度～令和6年度 | 5,294 |

## 令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,501,726 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款 | 項       | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---|---------|-----------|-------|-----------|
|   |         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 8 | 繰越金     | 132,947   | 7,150 | 140,097   |
|   | 1 繰越金   | 132,947   | 7,150 | 140,097   |
|   | 歳 入 合 計 | 4,494,576 | 7,150 | 4,501,726 |

歳 出

| 款 | 項       | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---|---------|-----------|-------|-----------|
|   |         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 1 | 総務費     | 46,638    | 7,150 | 53,788    |
|   | 1 総務管理費 | 17,613    | 7,150 | 24,763    |
|   | 歳 出 合 計 | 4,494,576 | 7,150 | 4,501,726 |

議案第 111 号

令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）         | （既決予定額）        | （補正予定額） | （計）            |
|---------------|----------------|---------|----------------|
|               | 支              | 出       |                |
| 第 1 款 下水道事業費用 | 1, 256, 232 千円 | 830 千円  | 1, 257, 062 千円 |
| 第 1 項 営業費用    | 1, 112, 744 千円 | 830 千円  | 1, 113, 574 千円 |

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 287, 404 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 287, 680 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 162, 842 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 163, 118 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）       | （既決予定額）        | （補正予定額） | （計）            |
|-------------|----------------|---------|----------------|
|             | 支              | 出       |                |
| 第 1 款 資本的支出 | 1, 872, 791 千円 | 276 千円  | 1, 873, 067 千円 |
| 第 1 項 建設改良費 | 1, 121, 448 千円 | 276 千円  | 1, 121, 724 千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

| （科 目）     | （既決予定額）    | （補正予定額）   | （計）        |
|-----------|------------|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 80, 261 千円 | 1, 106 千円 | 81, 367 千円 |

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 112 号

令和 5 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び収益的支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）        | （既決予定額）      | （補正予定額）    | （計）          |
|--------------|--------------|------------|--------------|
|              | 収 入          |            |              |
| 第 1 款 水道事業収益 | 1,214,470 千円 | △19,300 千円 | 1,195,170 千円 |
| 第 2 項 営業外収益  | 129,474 千円   | △19,300 千円 | 110,174 千円   |
|              | 支 出          |            |              |
| 第 1 款 水道事業費用 | 1,252,485 千円 | 27,059 千円  | 1,279,544 千円 |
| 第 1 項 営業費用   | 1,240,819 千円 | 1,049 千円   | 1,241,868 千円 |
| 第 2 項 営業外費用  | 10,636 千円    | 25,700 千円  | 36,336 千円    |
| 第 3 項 特別損失   | 1,030 千円     | 310 千円     | 1,340 千円     |

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 516,993 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 516,020 千円」に、「建設改良積立金 102,808 千円」を「建設改良積立金 101,835 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）       | （既決予定額）    | （補正予定額） | （計）        |
|-------------|------------|---------|------------|
|             | 支 出        |         |            |
| 第 1 款 資本的支出 | 752,630 千円 | △973 千円 | 751,657 千円 |
| 第 1 項 建設改良費 | 699,920 千円 | △973 千円 | 698,947 千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条を予算第9条とし、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

| (科目)     | (既決予定額)  | (補正予定額) | (計)      |
|----------|----------|---------|----------|
| (1)職員給与費 | 95,516千円 | 76千円    | 95,592千円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用の補正)

第5条 予算第7条を予算第8条とし、予算第6条の次に次の1条を加える。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用

令和5年11月29日提出

湖西市長 影山剛士

## 令和 5 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）        | （既決予定額）      | （補正予定額）   | （計）          |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
|              | 支            | 出         |              |
| 第 1 款 病院事業費用 | 3,423,470 千円 | 19,411 千円 | 3,442,881 千円 |
| 第 1 項 医業費用   | 3,327,860 千円 | 19,269 千円 | 3,347,129 千円 |
| 第 2 項 医業外費用  | 91,983 千円    | 142 千円    | 92,125 千円    |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

| （科 目）     | （既決予定額）      | （補正予定額）   | （計）          |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 1,875,147 千円 | 19,411 千円 | 1,894,558 千円 |

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 114 号

湖西市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

湖西市議会議長 馬 場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 神 谷 里 枝

(別紙)

湖西市条例第 号

## 湖西市議会議員の請負の状況の公表に関する条例 例

(目的)

第 1 条 この条例は、湖西市議会議員（以下「議員」という。）が湖西市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における湖西市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の閲覧に係る手数料は、湖西市手数料徴収条例(昭和42年湖西市条例第22号)の規定にかかわらず、無料とする。

4 第2項の規定による写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。